

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年7月31日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 犬飼 新			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	35台	0台	0台	36台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7台	0台	0台	8台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
		0	キログラム	0	キログラム
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。 ・府内の事業所で所有している第一種特定製品の簡易点検マニュアルを作成している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を委託するよう通達の上、運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	マニュアルに基づき日常点検を適切に実施している。			
	廃棄時	通達に基づき適切な運用・処理を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	設備購入時には導入を検討するが、現時点で統一的な方針等は定めていない。				
特記事項	期中に空調機と冷蔵庫ともに1台ずつ新設を行った。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。